

国民生活審議会 第3回消費者政策部会
議事録

内閣府 国民生活局

国民生活審議会第3回消費者政策部会

日 時：平成19年12月18日（火）10：00～11：59

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

議題

1. (独) 国民生活センターの在り方及び同センターの紛争解決機能の整備・充実について
2. 生活安心プロジェクトについて
3. その他

第 21 次国民生活審議会消費者政策部会 委員名簿

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	岡 田 ヒロミ	消費者生活専門相談員
	鬼 丸 かおる	弁護士
	神 田 敏 子	全国消費者団体連絡会事務局長
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	小 林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	齋 藤 憲 道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人E C ネットワーク理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水 卷 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 20 名

第21次国民生活審議会第3回消費者政策部会 出席者

(敬称略、50音順)

部会長	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	岡田ヒロミ	消費者生活専門相談員
	鬼丸かおる	弁護士
	神田敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	藏本一也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	齋藤憲道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	佐野真理子	主婦連合会事務局長
	沢田登志子	有限責任中間法人ECネットワーク理事
	品川尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西村隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早川祥子	日本ハム株式会社社外取締役
	藤田友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	三木浩一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水巻中正	国際医療福祉大学大学院教授
	山本豊	京都大学大学院法学研究科教授
	吉岡和弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上20名

[事務局]

西国民生活局長、堀田官房審議官（国民生活局担当）、川口国民生活局総務課長、原嶋国民生活局消費者企画課長、高田国民生活局消費者調整課長、内畠国民生活局消費者企画課企画官、加納国民生活局消費者企画課消費者団体訴訟室長、高橋国民生活局総務課調査室長、小川国民生活局消費者情報室長

○松本部長 それでは定刻になりましたので、ただいまから国民生活審議会消費者政策部会を開催いたします。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は前回に引き続きまして、独立行政法人国民生活センターの在り方及び同センターの紛争解決機能の整備・充実について御審議いただきますとともに、生活安心プロジェクトについての報告を行いたいと思います。

それでは、まず議題の1であります独立行政法人国民生活センターの在り方及び同センターの紛争解決機能の整備・充実のうち、国民生活センターの紛争解決機能の整備・充実に関する報告書取りまとめについての審議を行いたいと思います。

お手元にあります資料1は、当部会での議論及び委員からいただきましたコメントを踏まえて事務局が前回配布いたしました資料を修正し報告書（案）として作成したものでございます。

では、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○内畠企画官 それでは御説明をさせていただきたいと思います。資料1のほかに、前回配布資料からの修正版という資料がお手元に配布されているかと思っておりますので、便宜上これを使いまして修正したところを中心に御説明させていただきたいと思います。

まず1ページをお願いいたします。1ページは「はじめに」という導入部をつけさせていただいております。この中ではこの審議会でも裁判外紛争解決手続の有用性・必要性について逐次提言を行ってきたと。近いところで言いますと、ことし6月の「国民生活における安全・安心の確保策について」という意見書の中で、消費者被害が生じた場合の事後救済策を整備・充実させることが必要であると。その具体的対応策として国民生活センターについてあっせん・調停を行う体制の整備・充実を図る必要があり、法的仕組みの整備等について早急に検討を行うべきと、こういう意見をちょうだいしたところでございます。

こういったことも踏まえまして、この消費者政策部会においては、国民生活センターにおける消費者紛争の解決手続の在り方について検討を進め、その結果を取りまとめたものであって、これを踏まえて政府において早急に法制度の整備等の必要な措置を講じることを求めるといったことを記述させていただいております。

続きまして、第1の1でございます。これは「消費者紛争をめぐる事情」について御説明をさせていただいておりますが、特段変更はございません。

続きまして2ページでございます。「消費者紛争の特性とADRの必要性」というものを2のところ記述させていただいております。ここについても特段の変更はございません。

続きまして3ページでございます。3の「公的主体によってADRが行われる必要性」を記述しているところでございますが、これは中段よりやや下のところに読点を1つ追加させていただいておりますが、ここも変更はございません。

続きまして、この報告書の中核となる第2「センターによる消費者紛争解決制度の在り

方」についてでございます。4ページですが、1番として「対象とする紛争」ということで、センターにおいては、今後ともADRを行うに当たっても消費者紛争全般を対象とするということでございますけれども、消費者基本法の趣旨を踏まえますと、都道府県との役割分担というのを適切に行う必要があるということ。それから、センターの実際の処理能力の観点から見ても、センターと地方公共団体との間で適切な役割分担を行うことが適切ではないかということを書いていただいております。

ここの部分につきましては、消費者基本法の趣旨をまず最初に持ってきて、現実の処理能力の問題は後に記述するという順番の入れ替えを行ってございます。

そうしたことを踏まえて、センターで行うADRの対象としましては、1つ目が広域多数性が認められるような案件、2番目として生命・身体・財産に著しい危害が及ぶ可能性のある案件、3つ目として、事件として複雑で、センターにおいて争点を整理して一定の解決指針を示す必要がある事件といったようなことを類型として挙げてございます。

ここの修正につきましては、③の新手の手口というのがやや価値判断を含んだ表現ではないかという意見がございましたので「新たな手段」ということで修正をさせていただいておりますのと、5ページの1行目、全国的に重要な問題に係る紛争に限るものとしということですが、限ることは限るのですけれども、限界的な事例もございますので、ここの表現はちょっと弱めて「全国的に重要な問題に係る紛争とし」と、こういう修正をさせていただいております。

(2)は修正はございませんが、地方公共団体のほかにも消費者紛争を扱う民間ADR機関というものが存在いたしますので、そういったところと連携を図りながら、適正・迅速な消費者紛争の解決を図っていくことの必要性について記述したものでございます。

続きまして2番、「紛争解決手続を行う組織」でございます。

これについては、センターに公正・中立な第三者委員会を設ける。その中から指名された委員が実際の個別の紛争解決手続に携わるといったこと。それから公正・中立性を担保するためにその委員会につきましては、センター理事長の指揮監督から離れ、独立してその職権を行使するといったことを記述させていただいております。

修正点につきましては、この委員会の事務局機能というものをきっちり整備すべきだという意見が寄せられておりますので、その旨を記述させていただいております。

(2)委員としてどういう者を任命するかということですが、これは学識経験者ということですが、学識経験の中身をきちんと書いたほうが良いという意見もございましたので「法律や消費生活に関する専門的な知識経験を有する者」と変更させていただいております。それから、迅速性を、機動的な運営を確保するという観点から「相談員を含める」といったことを記述させていただいておりますが、相談員には消費生活専門相談員以外にもアドバイザーさん、コンサルタントさんとかございますので、相談員の例示として消費生活専門相談員を挙げると、こういった記述の変更をさせていただいております。

6ページをお願いいたします。6ページの「また」のところは、委員各人の公正・中立

性を確保するとともに、組織体としての委員会の公正・中立性を担保するといったことを記述させていただいておりますのと、「さらに」以降のところは専門性を確保するために専門的な知見を有する者を特別委員として関与できるようにしておくということを記述させていただいております。

(3) も変更はございませんが、個別事案において指名された委員なり、特別委員が当事者と特別な利害関係にあるといったことではADRの公正・中立性も確保できませんので、そういった人を指名しないのはもちろんでありますけど、仮に指名された場合でも当事者から指名委員を忌避できるような措置についても併せて講じるということを記述させていただいているところでございます。

3の「紛争解決の手法」でございます。これについてはあっせん・調停といった和解の仲介手続のほかに、仲裁についても措置をするということでございます。

「和解の仲介」につきましては、これは委員長から指名された委員によって行うということですが、その委員の数については事案の内容等に応じて委員長が判断するというところでございます。

手続は非公開で行うということでございます。さらに具体的な手続の進行方式につきましては、仲介委員が事件ごとに最適と考える方法をもって行う。ただし、当事者の予見可能性にかんがみてどういった方式があるのかといったことをモデルとして示しておくということを記述させていただいております。

さらに和解案を示して受諾を勧告することができる。不当な目的の申請の場合には、和解の仲介をしないといったことについても併せて触れてございます。

次に(2)「仲裁」でございます。仲裁につきましては、その委員のうち、1人は弁護士資格者を含むということと、基本的には当事者が選定した委員を指名するということですが、当事者の対立が激しくて委員選定に時間を要するといった場合には、委員長が選定できるようにするというようにしてございます。

手続につきましては、仲裁は重大な効果を生じるということですので、和解、仲介手続よりも詳細な手続を規定するというところでございますけれども、仲裁法という手続法がございますので、この規定を適用するというようにしてございます。より適切な表現に改めたということでございます。

最後に3行ですが、これは新たに追加してございますが、手続は和解の仲介と同様に非公開で行うと。手続の準則につきましては、基本的には当事者間の合意ということになりますけれども、その合意がない場合には、さきに和解の仲介のところでも触れましたように、委員が事件ごとに最適と考えられる方法をもって行う。ただし、そのモデルについてはあらかじめ示しておくということを記載させていただいております。

続きまして4の「紛争解決手続 (1) 手続の開始」でございます。

アの「和解の仲介」については特段変更がございませんが、一方当事者からの申請も認めるということと、適格消費者団体についても申請を認めるということでございます。

それから、イ「仲裁」につきましては、基本的には双方からの申請、あるいは一方からの申請の場合には、当事者間の仲裁合意があるということを要するということが、仲裁合意がない場合の申請も認められるようにすることとして脚注の6を追加させていただいてございまして、そういった場合には、まず和解の仲介手続を申請して、その中で仲裁合意を得て仲裁の申請をするといった運用も可能であるという記述を付加させていただいてございます。

(2)の「手続の実効性確保のための措置」でございまして、これにつきましては、手続上必要な場合には、当事者に出席を求める、あるいは文書、物件等の資料の提出を求めることができるということを明示的に規定するということがございまして、ただし、このADRが当事者の自発的な協力を基礎とするということございまして、まずは当事者の説得に努めるということを記述させていただいてございまして、当事者の説得自身も権限の行使の一部でありますので、そこは誤解がないように、「直ちにその権限を行使するよりも」という部分は削除させていただいてございます。

(3)については特段変更はございませんが、自発的な協力がADRの円滑な実施に不可欠でございますので、事業者団体、事業者との継続的な協力関係の構築の必要性について触れた部分でございまして。

5の「結果等の公表」でございまして、これにつきましては、特段の変更はございませんが、事前に当事者の意見を聴取するといった手続保障をした上で、結果の概要を公表することができるように措置したいというふうに考えてございまして。

(2)につきましては、委員会に事件が係属した時点で事案の概要を公表するといった考え方もございましてけれども、これは基本的には解決指針を公表して全国的に統一な紛争解決を図るということの目的でやるものなので、一方当事者から、真実性が担保されていない情報だけを根拠にして申請があった段階で、事案の概要を公表することについては慎重を期したいということでございまして。

(3)の事業名の公表につきましても、これは基本的には慎重に検討したいと思っておりますが、ただ、ADRに対して全く協力をしないと、非協力的な態度をとった場合には、国民にそういったことを注意喚起する必要があると委員会が認めた場合には、事前の意見聴取といった手続を経た上で事業者名等を公表するという道も残しておくということでございまして。

なお、こういった結果の概要の公表につきましては、行政処分としての性格を有するものでありまして、あくまでも情報提供として行うということでございまして。

6の「履行の確保」についても特段変更はございませんが、和解契約でありますとか、あるいは仲裁判断で合意された内容を、その義務者が履行しない場合には、権利者の申し出に基づいて委員会が履行勧告をできるようにするということがございまして。

7の「法的効果」についても、若干の修正以外は変更ございまして、時効中断と訴訟手続の中止ということ措置したいと考えてございまして。

時効中断のところ、「裁判所外の紛争解決手続には」となっているところは、「和解の仲介手続」と修正してございますが、これは裁判所外の紛争解決手続であっても、仲裁のように時効中断効を有するものがございますので、正確な表現に改めたものでございます。

8の「その他 (1) 訴訟の援助」でございますが、ここも特段変更ございません。

まず(1)が「訴訟の援助」ということで、和解の仲介によって解決が図れずに、訴訟に移行する場合にはセンターがそのために必要となる資料を提供することができるようにするというところでございます。

(2)「相談員による和解の仲介の取扱い」でございます。これはADRを行うことになりましても、現在行っております相談の延長で行っているあっせんについては今後とも行うべきものであって、その法的な位置付けを明らかにしたいということでございます。

(3)につきましては、「国境を越えた消費者紛争への対応」ということでございまして、国民生活センターが消費者紛争全般に関わるということでございますので、そういった主体として国境を越えた消費者紛争にも積極的な対応をしていくべきことについて記述をさせていただきます。

第3につきましては、これは地方公共団体の紛争解決機能の充実について触れた部分でございまして、先ほど国民生活センターと地方公共団体が適切な役割分担のもとに紛争解決を図っていくというふうに申し上げたところでございますが、その前提としては、地方公共団体の機能がきっちりしたものでなければいかんということでございまして、現在、苦情処理委員会等につきましては、条例での規定がございしますが、概して活動が活発とはいえないという状況がございしますので、活性化についての取組を促すというメッセージを出しておきたいと思っております。

最後に第4ですが、「紛争の未然防止のための措置」ということでございます。これは紛争が起きて紛争解決を迅速・適正に図っていくということも重要ですが、そもそも発生を防止することも相当に重要なことでございますので、センターが必要な情報を収集・分析して必要な場合には国民に公表する。あるいは関係行政機関に提供して紛争発生防止のための適切な措置が講じられるように求めることができるということをきちんと書きたいということでございます。

ここにつきましては、消費者基本法に定められた消費者の権利とからめて書くべきだという意見がございましたので、消費者基本法に書いてあります安全の確保や必要な情報の提供といったことが消費者の権利として位置付けられているということを記述させていただいております。

以上でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。それでは大体45分程度をめぐりまして、ただいまの報告書の修正案につきまして御審議いただきたいと思っております。御質問、御意見がございましたら、どうぞ挙手をして御発言ください。沢田委員どうぞ。

○沢田委員 ありがとうございます。取りまとめお疲れさまでございました。要望が2点

ございます。前回の会議でお配りいただいた案に対しまして、私どもから意見なり要望なり質問なりいろいろ出ささせていただきました。即刻お返事をいただき、事務局の考え方をお示しいただいて、ある程度明らかになったところもございますし、まだ懸念が残っているところもございます。

それを踏まえた形で今回の修正案をお出しいただいたということですが、その過程で委員の皆様から出た御意見や、それに対する事務局の考え方を記録に残していただく必要があると思いますので、できましたらというか、ぜひ、すべてということではなくても結構ですけれども、主なところとそれに対する事務局側の考え方を記録に残るような形でお示しいただければと、次回以降お願いできればと思います。何年かたって、あのとき、どんな議論をしたのかということ振り返る際に貴重な資料になると思いますのでお願いしたいと思います。それが1点です。

もう一点は、その中でも要望として申し上げて検討していただけたということでしたが、改めて申します。センターが扱うべき紛争の種類ということで3つお示しいただいています。広域ですとか重大な被害ですといった形でお示しいただいている類型に対しまして、それぞれ具体例を示していただければと思います。こういう紛争は過去地方公共団体で扱おうとしてきたけれども、地方だけではうまくいかなくて、これは国民生活センターでやる紛争解決でないとうまくいかないのだ、というようなものを思い描いた上で制度設計を考えていく必要があると思います。それをいただいた上で、例えば年間何件ぐらい出てきそうとか、予算措置がどのくらい必要かといったことまで考えていく必要があると思いますので、それをお願いしたいと。

ついでに申しますと、事業者側からの申請を受けるかどうかという議論があったかと思いますが、それも御質問いたしましたところ、事業者側からの申請ではこういうのをイメージしているというのを御回答いただきましたので、そういったことも皆さんと共有できたほうがよろしいのではないかと思いますので、1点目の要望に戻りますが、共有できる形をお願いしたいと思います。

以上です。

○松本部会長 今の2点の要望につきまして、事務局のほうから御回答いただけますか。

○田口国民生活センター理事 国民生活センターのほうから、2点目について御説明をさせていただきます。報告書の案の4ページに3つの類型が示されていて、今、沢田委員のほうから、その3つに即して、例えばどんな事案が考えられるのかという御質問をいただきましたが、幾つか例を御紹介させていただきたいと思います。

まず①の同種多数の事例ということでございますが、これまで各地のセンターで取り上げたのですが、なかなか処理しきれないというものでは、例えば国際結婚の相手を紹介するサービスを行う業者との紛争の事例がございます。この事例は外国人の異性を紹介するという結婚情報サービス会社と契約をされた方が、実際には説明と違って、結婚相手の紹介ではなくて、単なるお友達紹介のようなものであったという事例でございます。

これで相談者の方は、こういったものについて契約を取消したいという相談が地方の消費生活センターに寄せられたわけですが、この地方の消費生活センターでは、事業者に対しまして、契約書面に特商法上の問題があるという主張したわけですが、事業者のほうからは、極めて少額の返金額しか提示されなかったということで、この地方のセンターから国民生活センターに移送して処理を行うと。一切国民生活センターのほうで処理してくださいということになりました。

この国民生活センターにおいて処理を行うことになったわけですが、国民生活センターにおいても、契約書面に特商法上の問題があったのではないかとすることを事業者に主張したわけですが、相談処理の中では事業者は国民生活センターのあっせんには応じなかったということであっせん不調という事例になっております。

これが①の1つの事例でございます。

②に、生命・身体等に深刻な被害を及ぼした事例ということで、これは例えばこんにやくゼリーによる死亡事故の事例などがございます。学童保育でおやつとして支給されましたこんにやく入りゼリーを食べたところ、7歳の児童がのどに詰まらせて救急車で搬送されたけれど亡くなってしまったという事案でございます。この相談が家族の方から地方のセンターに寄せられたわけですが、地方のセンターではなかなか処理しがたいということで、このセンターを通じて国民生活センターのほうに相談が寄せられました。

国民生活センターでは消費者の方から事情を聞き、また必要な助言等を行っていたわけですが、その過程で損害賠償請求に至ったという事例でございます。

それから3つ目に新しいタイプの問題が掲げられておりますが、この事案としては、例えばインターネットオークションの運営会社にかかわる事案などもございます。これはインターネットオークションで観劇のチケットを落札された方がおられましたが、これが実際に届いたものがにせもののチケットだったということで、この事案ほかにもいろいろ類似のものがあって、警察に被害届が受理されたということで、オークションの運営会社との間で紛争になったわけですが、この運営会社に対して補償規定に基づいて補償してほしいということを相談者の方、申し出たわけですが、拒否されてしまったという相談事例でございます。

この相談事例、地方の消費生活センターに寄せられましたが、地方の消費生活センターではこの運営会社に対して、にせもののチケットが落札者に対して届いたとしても、それは利用できないということであれば、届かなかったと同然であるということで補償の対象とすべきであると主張したわけですが、運営会社はとにかくチケットが届いているということで補償の対象外であるという見解を変えなかったわけですが、

これも地方のセンターでは処理しきれないということで、国民生活センターと共同処理をするということになったわけですが、国民生活センターと運営会社との間では、補償規定の解釈にやはり乖離が見られまして、最終的にはあっせんは不調に終わったという事例がございます。

この3つの事例に即して1つずつ事例を申し上げますと、大体以上のような状況でございます。

○松本部会長 ありがとうございます。第1点のほうについてもどうぞ。

○内畠企画官 第1点目の要望でございますが、これは意見をいただくに際して公表するという前提として意見をいただいておりますので、改めて委員の皆様にお諮りをして同意が得られたものについては公表といったことを考えたいと思います。

○西国民生活局長 ちょっと補足してよろしいですか。

○松本部会長 どうぞ。

○西国民生活局長 公表前提ではございませんけれども、委員の先生方にいろいろ個別にいただいた意見については、実は事務局にメモとして残してあります。したがって、これは情報公開の請求があれば出せる形にはなっております。ただし積極的に議事録とか、それに載せるかどうか、これについては今申し上げたとおりいろいろ御相談しながら、これから検討していきたいと思っております。

○佐野委員 今の件なのですが、私も実はこれだけの委員の方がいらっしゃったらかなりの意見があったはずなのに、余りにも変化がなくてびっくりしているところです。私の意見はほとんど却下されているのですけれど、名前とか内容いちいち細かくでなくてもいいのですけれど、一体どんな意見が何件ぐらいあったのかということぐらいはぜひ知りたいと思っております。情報公開法なんていうことではなくて、この委員会の中での話なので、ぜひ簡単に結構ですので、つくって配っていただきたいと思っております。

○松本部会長 それはパブリックコメントに対して行政側が、こういう意見があつて、これについてはこうだという簡単な対照表を出されることがありますが、そういうような感じということでしょうか。

○佐野委員 そこまでやっていただければありがたいのですが、そうではなくても一体どんな意見があったのかだけでも結構です。だれの意見かまでは要らないのですが、大体その中から報告書ができたということを私たちがわかるような形で示していただけたらありがたいなと思っております。

○松本部会長 山本委員どうぞ。

○山本委員 これまで2回の審議を通じて、せっかくこういう、どれくらい税金がかかるのかわかりませんが、こういう公的ADRを立ち上げるわけですから、ぜひ数年後、あのときつくってよかったなと皆さんに思われるようないいものにしていただきたいという観点からいろいろな意見を申し上げてまいりました。

私の意見、基本的にはかなり採用されたかなと思っておりますが、採用されてないところもあり、そこは個人的には評価できるところが大きいけれども、評価できないところもあるということでもあります。しかし、これが委員会のコンセンサスであるということのようでもありますから、これまで出した意見ではない、さらに具体的な点について質問を幾つかさせていただきたいと思っております。

1つは、10ページの注10に「申請権」とか「消費者の権利」という言葉が出てまいります。これと4ページの「対象とする紛争」というところで、先ほど具体例もお示しいただきましたけれども、今回のADR機関で全部引き受けるわけではない。地方と分担する。

それから、5ページのところで民間と連携するというのが(2)のところで出てまいります。実際の実務でそれはすり合わせをされていくことだと思いますけれども、申請権というのは、例えば消費者・国民が裁判を受ける権利があるという、そういう場合と申請権というのがどういう関係に立つのか、申請をしたら全部受けるというわけでもないようですよ。その辺、誤解を与えないように、そして、また報告書の4ページにありますような広域かつ多数の者に及ぶとか、そうした一定の要件といたしますか、この範囲で受け付けるという、その点についての判断が、申請者と機関側で食い違った場合、そこまでまたコンフリクトが起こったりすると非常におもしろくないことになりますので、その点については基本的に考え方を明確にすべきであるし、また、この範囲で受け付けますということの規定の形できちんと整備することも必要だと思います。この範囲で受け付けているんですよ。ですからそれ以外については受けられないこともあります。それから申請権ということの中身について整理される必要があるのではないかと考える。これはほとんど意見といたしますか、その点、何か考えておられることがあれば、ちょっと御紹介いただければということであります。

それから、8ページのところで、真ん中辺に事業者一方からの申請についても受けるのだというふうに記述されております。これについては私自身は余りお勧めできないのですが、こういうことも認めるべきだという意見も委員の中からございましたので、そういう方向であるとしても、さらに伺いたいのは、その場合に訴訟であれば、債務不存在確認でありますとか、あるいは調停などでも消費者から請求されていて、消費者の請求額がどのくらいかという請求額確定調停とか、そういう場面で措置されるのが私としてはお勧めかなという感じを持っております。というのは、そうでない権利は事業者が消費者に対して有している金銭債権、それを消費者が払わない。それについて大量にいろんな問題が起きていて、それを国民生活センターのADRでやるというのは、何となく私はまだ違和感があるものですから、そのあたり、まだこの委員会でも余り意見が出てない。むしろ消費者からいろいろ苦情されて困っているのだ。だから事業者からも申請認めてほしいという意見が出されたのではないかと思いますので、その辺もなお検討事項かと思いますが、事務局サイドで何か考えておられることがあればお聞かせいただきたいということでもあります。

それから恐縮ですが、もう一点だけ質問させていただきますと、10ページの(3)で事業者名の公表で、特にADRに全く協力しない場合について、事業者名を公表してある種の欠席判決を、つまり一切協力しないけれども、手続をどんどん進めていって、欠席判決を公表するようなイメージの記述があるわけです。実はこれは私の知る限りでは東京都の消費者被害救済委員会ではそういう実務をとっておりまして、あっせんに応ずれば、こういう解決をしまったということ、事業者名を抜いて公表すると。あっせんに応じない場

合については事業者名入れて公表すると。これはあくまで都民に対する情報提供ということでやっておられるわけです。

しかし、もし本当に都民に対する情報提供、国民に対する情報提供であれば、この「ただし」のところにある中で、事業者の意見を聴取する等の慎重な手続を経た上で」という、これはどういう理論的な位置付けになるかについて教えていただければと思うわけです。というのは、これは東京都で言いますと、都条例などで条例違反、そういう行政的なルールに違反したという、そのことを公表する。その場合の勧告をして、勧告金に対しても応じない。行政手続上の聴聞という言葉は使っておりませんが、一定の事業者からの意見聴取の機会を経てそれで公表するのだと、そういう手続の中で出てくるものと似ているような気がするんですね。今、東京都のセンターの消費者被害救済委員会の実務でほとんどの場合、事業者はあっせん案に応じますので、それほど案件は多くないと思いますが、最近でも応じないので事業者名を入れて公表したことがあります。そのときに事業者の意見を聴取するというをしているのか、そこで一体何を聞くのか。つまりそこは実態判断について、これで違反していると思うけれども、何か言い分はあるかということを知りたいのか、その辺がちょっとよく私にはすっと頭に入っていないわけです。

これは行政処分それ自体ではないけど、それに近いので、やはりそこはきちんと行政手続法の精神に従って意見を聞くという、そういう感覚が一部ここにも入ってきているような感じもするわけです。事実を公表するというのであれば、淡々と事実を公表すればいいだけの話で、実際にこういうことをしたけど、一切応じなかった、その事実は事実としてあるわけですから、その事実を淡々と公表するという流れになるような気がするわけです。ですからその辺の考え方の整理が何か必要なような感じがいたしましたので、この点につきましても質問をさせていただきたいということでもあります。

以上です。

○松本部長 3点につきまして、どうぞ。

○内島企画官 まず1点目の申請者が国民生活センターの第三者委員会で扱う案件かどうかというものを明確にすべきという御意見ですが、これにつきましては、5ページの(1)の最終段に記述をしております。今、考えておりますのは、何らかの形でこういうものが国民生活センターの委員会で扱う類型なのだとすることを具体的に1つの方法としてはリストみたいなものを明らかにしておいて一目瞭然なものにしておくといった運用が必要なかなというふうに考えておりますけれども、これは法律、省令等を検討していく中でさらに詰めて検討したいと思っております。

それから、事業者一方からの申請案件としてどういうものがあるかということですが、これは沢田委員から提出された御質問に御回答申し上げているのですが、御紹介してよろしいでしょうか。

○沢田委員 はい。

○内島企画官 沢田委員からも同じような御質問がありまして、そこで我々が回答させて

いただいたのは、ちょっと読み上げますけれども、事業者の約款の特定の条項に基づく支払請求について、顧客から多数の苦情が生じており、複数の顧客が代金の支払拒否を行っているような場合に当該条項が有効であることを前提に代金支払を求める紛争、あるいは事業者としては、商品に欠陥がないと考えているけれども、消費者が事業者の調査結果に不信感を抱き国民生活センターにおける商品テスト、あるいは第三者委員の意見表明など客観的な第三者の調査、意見がないことには納得を得ることができないということで解決が不能であると予想される紛争などが考えられるのではないかとということで御回答させていただきます。

それから、3点目の公表に当たっての意見聴取でございますけれども、これにつきましては、10ページの5の(4)のところでも記述をさせていただいておりますけれども、行政処分としての性格を有するものではありませんが、事実上の制裁ととらえられるおそれもありますので、そこは慎重な手続を踏むということで事前に公表する際には当事者の意見を聴取するといったことを確認的にやったほうがいいのではなかろうかと、そういった意図でございます。

○山本委員 済みません、1点だけ質問にお答えいただけてないのは、その手続で何を聞くのか。つまりADRに不応というものは基本的には公的な義務ではないと。義務違反をしているわけではないということであれば、一体そこで実態判断でそういう紛争の内容について何かいろいろ申し開きがあることを聞くのか。つまり都条例に違反したということであれば、条例違反の事実があったかどうかとか、そういうことを聞くわけけれども、ここのその手続で一体何を聞き、何のために呼び出すのかということの整理が必要ではないかと、そういう趣旨で申し上げたわけでありまして。

○内畠企画官 何を聞くかということで、そこまで詰めて考えていませんでしたが、こういった内容で情報を公開するけれども、何か意見があるかと。秘密に係る部分があるかないかといったことを聞くのだらうと思いますが、御指摘の点も踏まえて、今後さらに詰めて考えたいと思います。

○松本部長 今の点は恐らく報告書の中に、本ADRに全く協力せずというかなり限定的な文言が入っていますから、全く話し合いの場にも出て来てくれないというようなやや極端なケースのみにこの書きぶりだとなるのではないかと。解決の場に出て来て話し合ったけど、最終的なあっせん案には応じられないのだという形の決裂の場合に公表ということには恐らくならないのではないかと。東京都の場合にはそれでも公表になり得ると。それは恐らく行政の判断として、この事件はきちんと判断を示すべきタイプの事件だというのがスタートの大前提にあるから、そういうことになるのだと思うんですが、国民生活センターのケースの場合には、そういう要素よりは当事者からの紛争解決のニーズというほうを正面に置いているから全く協力が得られないという場合のみ、この事業者は国民生活センターにおけるADRの場にそもそも全く乗ってこない事業者だから、万一トラブルがあった場合に、そのルートでの解決はおよそ望めないんですよという意味の情

報提供ということになるのではないかと思います、聴聞手続がそういう場合でも必要かどうかというのはちょっとまた別の問題があると思います。

○佐野委員 済みません、中身で2つ質問があります。今の10ページの下のほうにある注で「地方公共団体における苦情処理委員会等への付託が、消費者の権利として認められているものではなく」とあるのですが、東京都の被害救済委員会を出している報告書を見ますと、東京都は都条例にある6つの消費者の権利の1つとして、消費生活において事業者によって不当に受けた被害から公平かつ速やかに救済される権利、それを挙げていて、その権利の実現を目指すためにあっせんや調停を行うというふうに書いてあるのですが、ここを読みますとそうではない。東京都だけはちょっと違う形にあるのかなと私は思っているのですが、これを読んでしまうとすべてが同じように扱われてしまうので、例外として「東京都は」というのを入れたらいかがかなと思います。

それから、もう一つ質問なのですが、一番最後のページ、13ページの第4にまず「紛争解決手続と直接関係するものではないが」とはっきり書かれているのに、下のほうの消費者の権利をどうして2つに限定してしまったのかという理由がわからないんです。ここは消費者基本法に基づき消費者の権利尊重と、この2つではなくてほかの権利も含めたことになぜできないのか、なぜ2つに限定してしまったのかというところをお聞きしたいのです。

○内畠企画官 東京都の条例ですけれども、私どもで調べた限りにおいては、東京都の被害救済委員会への付託も都知事が行うということになっていたかと思います。そういった事実がありますので、東京都も例外ではないのだろうというふうに考えてございます。

それから、13ページですけれども、消費者基本法の消費者の権利は幾つかありますけれども、ここでセンターが行うこととしている情報収集・提供という観点から見た場合には、安全の確保、必要な情報が提供されることと、この2点が特に結び付きが強いものと思われるので、ここに2つを挙げて、消費者の権利とこういう意味で関係しているといった趣旨を明らかにしたものでございます。

○佐野委員 紛争解決手続のみだったらその2つでもいいのかもしれませんが、「直接関係するものではないが」と書かれている以上は、きちんと全部消費者の権利を入れてもいいのではないかと思いますけど。

○内畠企画官 「紛争解決手続と直接関係するものではないが」と、要は解決手続そのものではないのでこういう書き方にしたわけですけれども、そこが気になるようであれば、ここは削除するといったことも考えたいと思いますが、繰り返しになりますけれども、要はセンターの情報収集・提供という観点からいけば、消費者基本法で挙げられている6つの権利でしたか、その中で特に関係してくるのはこの2つだということでございますので、その御理解を賜りたいと思います。

○岡田委員 意見というか、質問というかですが、まず5ページのところの(2)ほかのADR機関、民間などへ委託すること、委ねることもできるというふうになっているので

すが、消費生活センターの処理の中で委ねた場合のアフターフォローといいますか、結果を確認するという事柄もなかなかパイプが繋がっていないということがあります。ですからぜひ消費者側からすると、委ねた結果に関しても、国民生活センターのADRがちゃんと確認をして、その結果で消費者が満足したのかしなかったのか、その辺までフォローしていただきたと思います。

当然下のほうに、適正・迅速な解決を図るよう努めるとか、連携するとか書いてありますので、その辺は含んでいるのかと思うのですが、あえてこのところは書いていただきたほうが、消費者は安心できると思います。

そうすることによって、国民生活センターのADRに対しての信頼、それから民間のADRに対しての信頼も双方が蓄積されていくのではないかなと思います。

それから、12ページの不調になった場合の情報提供ということですが、結局不調になった場合は裁判になる可能性が大きいと思われませんが、訴訟費用について各自治体においては援助という形で貸したりしてしまっていて、東京都の場合、被害救済委員会で不調になって、訴訟費用を貸して、なおかつ東京都のアドバイザーである弁護士を推薦したケースがあり、勝訴した例もありますので、情報だけではなくて、訴訟費用をどうするか。つまり各自治体のほうのそういう制度につなげるのか、その辺もちょっと何らか説明ないしは書き込みがほしいなと思います。以上です。

○内島企画官 まず1点目の他機関に紹介した場合のアフターフォローということですが、これは可能な限りそういうことができるように運用の際には努めていただくように国民生活センターに要望したいと思います。

もう一点の裁判費用の援助ですね。これは確かに各自治体ではそういう制度を持っているところが相当数にのぼっているということは認識しておりますけれども、国民生活センターにそういう融資的な機能を設けることの是非というものもございまして、それから、法テラスで法律扶助みたいなものがございまして、そういったものを活用すれば十分なのではないかという議論もあろうかと思っておりますし、それから予算の制約という面からいっても、一体どれぐらいの人が、そういった援助を必要とするかということが事前には見通せませんから、際限なく広がる可能性もあると。そういった事情を踏まえまして、今回センターとしての訴訟の援助というものは情報の提供というものに限ったということですので、御理解をちょうだいしたいと思います。

○岡田委員 ぜひとも「地方自治体との連携」というのをこういうところでも書き込んでいただきたほうが、自治体のほうとしても、その後のことが自分たちのほうにもかかわってくるので、自分たちのほうは、今度はそういう被害者・消費者に対してどう手当てするかというふうにつなげることができるのかというのが1つと、あと法テラスのほうも、やはりパイプをつないでいただきたいと。消費者が国センのADRで不調になった後にいろんなところを探さなければいけないというようなことだけはないようにしていただきたなと思います。

○三木委員 私自身が聞きたい質問があるのですが、その前に1点、話が先に進んでしまったのですけれども、やりとりを聞いていてちょっと疑問というか、質問したいことが生じたので先にそっちを伺いたいのですが、10 ページの公表の際の意見聴取の関係ですが、この意見聴取というのは、これはだれがするのか。だれがというのは、主語は「委員会が」になっていますが、この委員会の意味ですが、当該事件を扱った調停委員会、2人とか3人の調停委員会のことなのか、全体の委員長が主催している委員会のことなのか、どちらの意味がよくやりとり聞いていてわからなかったんですね。どちらの場合でもそれなりの問題があるかと思うんです。

まず大きいほうの委員会という意味であるとする、場合によっては個別の事件処理に委員会が立ち入る可能性が事実上出てきて、それは紛争処理の観点からは望ましくない面がある。他方で、個別の事件を扱った委員会だけの判断で、判断でというか、判断は上の委員会がするにしても意見聴取という判断に影響を与えるものを個別の委員会限りでやるのかという点にもちょっと疑問があるので、どちらの意味がちょっと確認したいということです。

○内畠企画官 これにつきましては、脚注の9で書いておいたつもりなのですが、基本的には全体の委員会ですか、委員会によって公表の可否を判断する。

○三木委員 御質問の意味は公表の可否の判断は全体の委員会であることは理解していますが、意見聴取はだれがやるのか。意見聴取という手続自体の是非自体にもちょっと疑問が生じてはいるのですが、そもそも意見聴取はだれがするのかと。判断は大きな委員会がするだろうと思います。

○内畠企画官 意見聴取も委員会と考えておったのですが。

○三木委員 しかし大きい委員会は事件の中身知らない、いきさつを知らないわけですよね。協力しなかった云々というのは、手続の具体的な流れとの関係があるわけですよね。ですから上の委員会がやるとしたら、手続の流れの再審査みたいになってきて、不当な介入とか、そういう問題のおそれはないのでしょうか。結論としては、先ほど山本委員がおっしゃった疑問、正しく理解しているかどうかわかりませんが、この手続は本当に必要なのか、仮に必要であっても適切に運用できるのかという点、若干疑問があるので伺っています。

○内畠企画官 済みません、そこはちょっと検討しなければいけないかもしれませんが、我々としては委員会名で意見を聴取するというのを考えていて、必要に応じて事件にかかわった委員などの協力も得ながらというくらいにしか考えていませんでした。

○三木委員 この場で何というか結論まで細かく言ってほしいという意味でもありませんが、ちょっと疑問があるという点だけ述べておきたいと思います。

続けて私の質問してよろしいですか。2点ほど、質問、既に御説明、過去の委員会でされているかもしれませんが、念のためということですが、1つは4ページの、先ほどの話にも少し出ました国センが扱う紛争の類型として、①から③まで挙がっていて、もちろ

んこれ自体は国センが扱う、中央が扱うのに適したものということで目安とか、あるいは一般に周知して国センが扱うのはこういうものだという目安を示すという意味ではもちろん結構なわけですけれども、実際の運用において、これにおさまらないものが出てきた場合には、それはおさまらないというか、おさまるか、おさまらないかがグレーなやつが出てきた場合にはどういう処理をするのか。つまり若干疑わしいけれども、なるべく広く受けるということなのか、あるいは厳しく却下みたいなことをしていくのかと。これは裁判の管轄のようなものとは違うと理解していますので、管轄的な扱いになるのか、そうでないとしたらどういう扱いになるのかという点を確認的にちょっとお答えいただければと思います。

もう一つですが、これもこの報告書のレベルの問題ではなくて運用の問題なのかもしれませんが、消費者側が紛争解決方法を特定して申し立てを必ずしなければいけないのか。例えばあっせんをお願いしますとか、調停をお願いしますとか、仲裁、仲裁の場合は合意がなければだめということで最初は調停から和解の仲介手続から入って行って、必要に応じて仲裁合意の調達もするというのを注に書いてありますが、それであっても最終的には仲裁を望みたいというようなことがあれば、それはちゃんと特定しなければいけない。要するに紛争解決方法はわかりませんが、とにかくお願いしますというざっくりした申し立ては大丈夫という趣旨かどうか。さっきみたいに運用の問題なのかもしれませんけど、お答えできる範囲でお答えいただければと思います。

○内畠企画官 ①から③に当てはまるかどうか、限界的な事例はどうするかということですが、これは基本的には、本当に限界的な事例については幅広く受けられるような運用を図っていきたいというふうに考えてございます。

○三木委員 その趣旨は、要するに疑わしいものはどちらかというと受ける方向でというイメージだというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○内畠企画官 実態の問題として、地方のADR機能がまだ活発には機能していないという前提の下で言うと、国センでできる限り広く扱うようにするというのが適切なのではないかとこのように考えます。

○三木委員 それと関連するのですが、こういう広域の事件とそうではない事件が合わさっている申し立ての場合はどうなるのでしょうか。

○内畠企画官 それはこの①から③のうちいずれかに当てはまっている案件として受けることとなります。

○三木委員 受けた場合に合わさっていないほうが密接に関連している場合に、そこだけは切り離して審理するのか、受けて審理するのかという。

○内畠企画官 受けることになろうかと思えますね。それから、和解の仲介か仲裁かを特定しない申請ですけど、これは基本的には特定して申請していただくことになるのですが、基本的にはまずここに直接ADRの申請をするというよりも、地方の消費生活センターに相談があって、その中でこのADRを申請するかどうかということ判断する消費者が多

と思うので、その中で国センなり消セン（消費生活センター）のアドバイスによってどちらがいいかということを決めて申請すると。そういう運用になるのではないかと考えています。

○品川委員 2～3質問させてください。10ページの先ほど来話題の事業者名の公表の件ですけれども、一方で適格消費者団体に差止訴訟の前段階でこのADR活用を認めるという記述があるわけですが、団体訴訟の場合に和解という形での決着の場合であっても、事業者名を含む公表というのが必要事項になっているわけですね。その消費者団体訴訟というケースのそういう扱いとここでの公表について慎重ということとの関係をどうするかというふうなことが1つです。

2つ目は、報告書に記載するかどうかとは別に質問です。第三者委員会というのは趣旨からすると恒常的常設の委員会なのかと。指名委員というのはそれぞれの案件ごとに都度その案件の性格によって指名するということらしい。その場合、指名委員というのは、指名委員リストみたいなものが事前に用意されていて、その中から指名することになるのか、それとも全く白紙状態で都度案件ごとに指名委員を選ぶのか、その辺の運用の関係についてどんなふうイメージされておられるのか教えていただきたい。

3つ目は、これは報告書の記載とは全く関係ないことですが、いずれにしても事務局の体制をどれだけとり、第三者委員会の規模というのをどのぐらいで設定することを想定しておられるか。その点、教えていただければということで質問させていただきます。

○内畠企画官 1点目の適格消費者団体、消費者契約法に基づく公表制度との関係ですが、これは法律が違うので全く一緒でなくてもいいかと思えますけれども、適格消費者団体が絡む案件の場合には消費者契約法の趣旨も踏まえながら公表していくことになるかと思えます。

第三者委員会は、これは常設の委員会ということで、今考えておりますのはその委員のリストというのは閲覧可能なようにしておくということを考えておりますが、その委員の中から個別の事件が起こったときには数人、1人でもいいわけですが、委員を委員長が指名してパネルをつくるなりして個別事案の処理に当たっていただくと、そういうイメージであります。

○田口国民生活センター理事 事務局体制でございますが、事務局体制を考えるに当たりましては、どのぐらいの事案をこの国センのADRで想定するかというところがポイントになるわけですが、大まかに考えまして、私どもではこの3桁の事案について処理をするということを一応の想定として考えております。100件とか200件とか、そういったオーダーの案件を処理していくということで、今後の体制を整備していこうというふうに考えておりますが、それではそういった規模のものを処理するとして、事務局として何人ぐらい必要なかということでございますが、事務局としては、まず申し立ての前後に事案の事実関係の確認でありますとか、問題点の整理、論点の整理、その他かなり委員の方々があっせん・調停等を行うための事前準備、あるいはそのお膳立てということは事

事務局で相当こなさないとこなかなかうまくいかないのではないかと考えております。したがって、100件とか200件ということを考えますと、事務局の職員においても20人程度の規模は当然必要になってくるだろうと考えております。それに加えて、委員の方々、相談員の方とか、弁護士さんとか、そういう方々を委嘱をするということでこの第三者委員会及び事務局体制を整備していくことになろうかと思っております。

それではその確保をどうしていくのかということですが、今の時点でこれをどうやって確保するか、明確な見通しがあるわけではございませんが、この制度化と並行いたしまして、事務局体制が整備できるように現在要望を行っているところでございます。

○松本部部长 今の件ですか。中名生委員。

○中名生委員 この消費者政策部会で今御議論いただいている議題の1の「国民生活センターの在り方及び同センターの紛争解決機能の整備・充実について」というテーマは、実は私にとっては一面ではこの議題の当事者でもありますので、余り意見を申し上げて、あたかもこの部会の結論を誘導するようになってはいかんとということで、1回目、2回目も発言をいわば自主規制してまいりましたけれども、今、進められている案としては、これは意見ではなくてむしろ感想と言ったほうがいいのでしょうか、大筋において大変妥当なよい案がまとまりつつあるのかなというふうに考えております。

それで、ただ、きょうもいろいろ御意見が出ていますように、実際にこれを運用していくということになりますと、細部で考え方をどのように詰めていくかという点はいろいろ残っているという気がいたしますし、それから、今品川委員からも御質問がありましたけれども、ADRの委員会、事務局をどういう体制をつくっていくのかという問題がありまして、これは裁判によらない行政的なADRということですから、当然迅速に多くの案件を処理していくということが要請をされるということになると思っておりまして、そのための人材・人員の確保等をどうするかというのは非常に重要な問題だというふうに考えております。

○松本部部长 吉岡委員、水巻委員の順でお願いいたします。

○吉岡委員 4ページから5ページにかけての対象の問題なのですが、5ページの3行目のところに、4ページの①、②、③をまとめるような形で「全国的に重要な問題に係る紛争のみを」という記載があつて、ところが、4ページの①、②、③のうち、①は確かに全国的に広範なというのがありますが、②、③については、全国的にはなくて、局部的ではあるけれども、重大な事件などについても対象にするのだということであれば、この5ページ目の3行目のところ、全国的に重要な問題に係る紛争のみを対象にするという、この言葉の表現がややここで絞ってしまっているのではないかと、削除できないかということなんです。何でそう言うかといいますと、先ほどの質問に対する回答にあつたように、できるだけ広範にやっていくのだという理念があるのだとすれば、一方では地方とのセンターとの役割分担を考えておかなければいけないという、それはそれで確かにそのとおりなんです。地方の中ではまだ立派な地方があれば、全然できてない地方もあるという中

で、国センの役割は非常に重要な役割がありますので、できるだけ広く、余り形式論としては役割分担云々はいうけれども、実際のところは地方ができないときは国センがやるよという理念に基づいて広く間口を広げておいてほしいという願いがあるわけですね。

そういう意味で、先ほど山本委員からもありましたけど、明確具体的に対象とする紛争類型を公表する場合も、①、②、③を具体的にリスト化する際に、急にリストを見たらぎゅっと絞られてしまっていたというふうにならないようにしていただきたいんですね。むしろリストを見るとかなり大幅に受け入れられるようなリスト配置になっているというような形のほうが、もっと言えばファジーでいてほしいという願いがあるので、そういう希望を述べさせていただきたいと思います。それが1つ目です。

2つ目は、8ページの事業者一方からの申請についてなのですが、これも山本委員からありましたが、例えばサラ金会社がこれを利用するというようなことが、この「事業者一方からの申請について」という記述からすれば、そういう可能性もあるのではないかと受けとめられることになるのだらうと思うんです。しかし言うまでもなく国センの理念からすれば、サラ金会社からそういう申請があった場合にADRとして受けとめるというのはどうも落ちつきが悪いのではないかと。そういうことからすると、「事業者一方からの申請について」認めるということであつたとしても何らか国センの理念に沿う対象としての事業者側からの申請というような、何か絞りを、ただ、事業者すべて何でもいいよということではなく、消費者の権利、理念との関係でそれに沿うような事業者からの申請というような何か絞りをかけていただく方法はないだらうかということです。

それから、3点目は確認なんですけど、12ページの(2)の相談員による和解の仲介の取扱いについて、これもこれまで極めて重要な役割を果たしてきて、それが存続されることは非常に結構なことなのですが、確認としては、(2)の一番下のところで、「今後もセンターは、特に対象を限定することなくかかる和解の仲介を行っていくべきである。」と。ADRの場合には(1)、(2)、(3)でこういう対象を限定するというふうになっているけれども、相談員による取扱いの場合には限定しないよと、こういう趣旨で書かれているということでもよろしいかどうか、確認をさせていただきたい。

以上です。

○内島企画官 まず1点目の全国的に重要な案件という「全国的な」の意味ですけれども、これは被害の広がり全国的であるものに限るのではなくて、その解決を図ることが全国的に重要な問題だと。つまり国民生活センターで一定の解決指針を図ることによって、それを範として全国の消費生活センターで同種の被害の解決を図っていただくと、そういった意味を込めたものでございますので御理解をちょうだいしたいと思っております。

2点目の事業者一方からの申請を認めると余りにも広くなりすぎることもありはしないかということですが、これは先ほども申し上げましたがリストみたいな形で対象となる紛争を明確化していくのだということにしておりますので、類型をどうつくるかということの中で工夫ができていく問題なのだらうというふうに考えてございます。

3点目の相談員の扱う紛争については全く限定がないのかということについてはそのとおりでございます。

○水巻委員 私の感想も含めて言わせていただきたいのですが、例えば、このあっせん業務を機能強化するというのは、福田総理が生産者重視から消費者重視への転換をしたいという強い思い入れでこういう会合も開かれているのだろうと思うんですね。そうすると全体的に消費者の権利をどういう形で認めて消費者重視を打ち出すのかというような観点をやはり全般的に強く打ち出す必要があるだろう。これまでいろいろ委員の方が言われたように、事業者側の公表をどうするのかとか、行政的処分をすべきなのか、慎重にすべきなのかというようないろんな議論あると思うんですが、そういうことも含めて現行法上、もしそれができないのなら、どういうふうに法律を改正すればいいのか。それから、もし予算上、これが難しいというなら、どういう形で対象を組み直すとか、例えば自民党においては消費者庁をつくって見たらどうかというような声も出ていますし、やはりそういうふうに踏まえた形で思い切った機能強化をやらないと、せつかくの会合もうまくいかないのではないかと私は思うのですが、ちょっと私の感想を述べさせていただきました。

○松本部会長 今、御指摘になられた点は次の議題の国民生活センターの在り方全般についてのところでもう一度御議論いただきたいと思います。

○水巻委員 そうですか、わかりました。

○松本部会長 蔵本委員どうぞ。

○蔵本委員 12ページの(3)の「国境を越えた消費者紛争への対応」ということで、一番最後の書きぶりが、OECDの理事会で必要な情報の提供、国際ネットワークへの国内窓口としての参加等に取り組んでいくことが適当であるということがあるのですが、国境を越えた消費者紛争というのは随分多発しているんです。こういった2点なのですが、もっと消費者の方に消費者紛争の解決手段、こうすれば、より自分の被害が救済されますよといったものを、消費者の人にも情報提供をするようなことを書きぶりとして加えていただきたいと思っております。被害救済という意味で、拡大は防げるかもしれないのですが、実際に被害に遭っておられる方の救済というのが薄いように思いますので、以上です。

○松本部会長 予定しておりました御審議の時間も大分オーバーしておるのですが、さまざまに御意見をお出しいただきました。おおよその方向性として異論はなかったと思いますが、幾つかの点について、特に対象とする紛争の種類、そして申請について、それが権利なのか、裁量的に事務局のほうで一定判断ができるのか、そのあたりについての御議論ございました。

それから、事業者サイドからの申請についての御意見、協力してくれなかった事業者の事業者名の公表についても御議論ございまして、このあたりについてはもう少し疑念を残さないような形で書きぶりに文章を修正できるならこの後で少ししたいと考えております。

その他、幾つかの文言上の修正提案等につきましても、必要な部分については、私と事

事務局のほうに御一任願えればと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松本部会長 それではそのようにさせていただきたいと思います。

では次に国民生活センターの在り方全般についての意見交換を行いたいと思います。まず西局長からこの点に関しまして、委員の皆様へのお願いがございます。その後で整理合理化計画など、国民生活センターを取り巻く現状について事務局より御説明いただきたいと思います。

○西国民生活局長 それでは御説明申し上げます。国民生活センター全体の在り方につきましては、これまでも一部御検討いただきましたけれども、ここに来まして若干事情の変更、状況の変化がございましたので、御報告を申し上げます。

実は先週でございますけれども、福田総理から私どもの事務方、具体的には次官、それから私も同席しましたけれども、事務方に対してと、ほぼ同時期に岸田国民生活担当大臣に対しまして、国民生活センターの在り方について、おおむね以下のような御指示がございました。

申し上げますと、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、10年、20年先のことを考えながら、国民生活センターが消費者行政の中心的な存在となるよう、その在り方を抜本的に見直すことについて国民生活審議会の意見も聞きながら、来年春季までに検討を行ってほしい」という御指示がございました。

これを受けまして、誠に委員の皆様方に恐縮でございますけれども、本件につきまして、1月から改めてこの消費者政策部会で御審議をいただくことをよろしくお願ひしたいと存じます。この行政の在り方、総点検につきましては、総合企画部会を中心にして現在来年春季までを目途に行われておりますけれども、併せて国民生活センターの中期的な今後の抜本的な見直し策についても、この消費者政策部会を中心にして御議論をいただいて、来年春季の総点検に合わせて取りまとめを行っていただければと考えております。

以上でございます。

○松本部会長 それでは高田課長お願いします。

○高田消費者調整課長 整理合理化計画でございますが、今、最終的な調整中でございます。現在予定されているのが来週12月24日に決定するという方向で、まだ最終的に確定はしていないようですが、一時期年越しというような報道もあったようですが、年内取りまとめに向けて調整が行われているところでございます。

○松本部会長 ありがとうございます。ということで、具体的に討議資料をもとにしてということではございませんが、来年の春までに国民生活審議会で抜本的な見直しの審議をしてくれという御指示でございますので、とりあえずこの場で現在皆さんお持ちの御意見とかお出しただければと思います。吉岡委員。

○吉岡委員 今、福田総理から、国民生活センターが10年、20年先の消費者行政の中心になるようにということをお指摘あったというのは非常に結構なことだろうと私思っ

ます。そういう意味では国民生活センターがかねてから私たち言っているのは、もっと権限を充実させて、それからいろいろ情報を公表するなり公開するなり、そういう権限がないために国民生活センターが何かもやもやとした、しかし消費者からは一方では信頼は受けているのだけれども、何か中途半端なもやもやとした組織になっていて、消費者からはもっともっと国センの機能を充実させていってほしいという期待がある中で、福田総理がそれをもっと拡充せよというふうに言ってくれたのではないかということで非常に適切な指摘だろうと思うんですね。

日弁連は国センの機能を充実させた上で、さらにそれを発展的に消費者省なり消費者庁をつくっていくべきだと。産業育成省庁が一方では、産業を育成しながら、一方では消費者保護をするということの従来のやり方がいろいろ消費者保護を遅らせてしまうようになってきていたのではないか。そういう意味では独立した立場で消費者行政を遂行する立場として国センが、そしてその国センをさらに発展させた、そういう独立した省庁の存在こそが消費者が強く望んでいることではないかと思われまますので、ぜひそういう 10 年、20 年先を見きわめたという長いスパンで考えた場合に、消費者が今いろいろ発生している消費者問題を抜本的に解消する意味でも、そういう消費者側に立った省庁の存在、そしてそれに向けてと前の段階で国センを充実させていくという方向が重要なのではないかという感想を持っています。

○品川委員 私も総理大臣からそういう御指示が出ていることについてはぜひ積極的に受けとめた御議論をお願いしたいと思いますが、その際、1つは、国民生活センター自体について抜本の見直しということで、それ自体大変大切だし進める必要があると思いますが、この間のADRをめぐる論議の中でも、1つは国センの直接行う相談機能、それと地方における相談機能というのが話題になる。あるいは今度のADRについても都道府県の委員会が必ずしも十分機能していない、あるいは機能していない県のほうが私の理解でいうと圧倒的に多いという状況があって、だとすると、地方におけるADR機能をもっと充実させつつ、その中で国センの機能をどうするかという、国センだけの問題としてではなくて地方行政全体含めて、どういうことが必要かというふうなことを、都道府県のことですから直接国から物を言うというのは言いにくい面があることは承知しつつですが、地方における相談機能、ADR機能等をどう充実させるか。そのために国なりは何ができるか、そんなことを含めた検討をお願いしたいということが1つです。

もう一つは、国センの在り方論議のところ、今は消費者庁というふうな言い方とリンクして話されました。いわば政府の1部局として国センというものはあるのか、それとも独立行政法人として、より政府からの自立性、独立性というふうなことを高めつつ、例えば消費者参加みたいなことについても含めたそもそもの運営の在り方、機関の構成の在り方等についても抜本的検討ということでもありますので、そもそも行政全体の中での位置付けをどうするかということを含む検討をお願いしたいと思います。

○三木委員 1月から審議が始まるということですが、その際の資料の関係ですが、

既に準備されているのかもしれませんが、外国の制度に関する資料というものを可能な範囲で御用意いただければと思います。例えば詳細は私は存じておりませんが、韓国の消費者院、もともと日本の国センと比較的近い組織だったと聞いておりますけれども、近年組織を機能を拡充して名前も変えて今消費者院になっているかと思いますが、聞いておまして、その種の経緯は参考になるとと思いますので、資料として御用意いただければと思います。

併せて、それ以外の国でどのようなものがあるのかよく存じませんが、ある程度、諸外国の制度というものも資料として御用意いただければと思っております。

○西村委員 今、既に御発言、三木先生からありましたけれども、私も今月初めに消費者教育、消費者政策、韓国の学会に招かれて行きました。その折に韓国消費者院のお話がやはり出まして、今回の、もちろん今おっしゃったとおりで、国センをモデルにしてつくったという経緯があっているわけですが、今度はより一層の強化ということで、公正取引委員会の傘下に入ったということを聞いております。一方で権限強化をさらに図っていく独立機関としての、それを日本としても最終のモデルにしていくのか、その辺も検討の材料になるかと思っております。

それともう一つは、私自身が教育・研修というようなことにかかわって国センの活動にも協力してまいった人間としまして、研修・教育部門の強化ということも併せてお願いしたいと思います。たまたま10月26日に講師養成講座でお伺いしたときに、福田総理の視察と幸運にもと言っていいのかわかりませんが、会いまして、もちろん直接お話しすることはありませんでしたが、こういう全国から集まって研修を受ける相談員の方が相談を受けるということは非常に重要だということを認識して下さったようでありまして、国センの持つ研修プログラム、あるいは教育というのは全国に波及するためにこれまでに大きな蓄積がございます。これをぜひ生かして全国に普及していただきたいと思っております。

それとついでながら、先ほどのADRのところでも発言したほうがよかったかもしれませんが、例えば先ほど企画官の方が御回答されましたが、消費者本人が申請するというよりも、むしろ想定しているのは消費者センターへの相談の中から、センターから国センにADR機能ができたからそちらへ回すということが多いと想定されているというような発言をされたと思うんですが、だとすると、消費者センターの職員のレベルを相当上げないといけないのではないかという気がしたんですね。これは直感的な話で恐縮ですが、540の消費者センターによってバラツキがあってはいけない。そういうような意味でも、れば国センのところでADR機能に先ほど来、前半で議論があった、挙げるべき事案とセンター内部で、各地方センターレベルでやるもの、これにも充実させなければいけないのは相談員の研修、あるいは行政職員の研修ということになってくるのではないかと思います。

そういう意味で教育・研修の充実をお願いしたいと思います。

○佐野委員 主婦連の長年の願いが消費者行政の一元化であり、消費者省をつくれということです。まさに消費者行政の中心となるようになるとなりますと、かなり大幅な検討、チェ

ンジをしていかないと、本当に消費者行政の中心になれるかなというのが非常に疑問です。決して私どもは反対でなく大いに賛成していきたいと思うんですが、それにはやはり事故情報の収集があったり、分析があったりいろいろな権限を持っていただかない限り、消費者行政の中心とはなり得ないというふうに考えています。それで内閣府と今までのような関係でいくのか、全く切り離していくのかというところがまた非常に大きい問題だと思います。内閣府の今の調整機能というだけでは消費者行政の中心にはなり得ないと思っていますので、その辺をどのようにやっていくのか、来年の1月から春まで数カ月で果たしてそこまで検討ができるのかどうかちょっと心配ですけれど、前向きに考えていきたいなと思います。

消費者にしてみると、どこかが消費者行政の一元的な役割を果たしていただきたいわけで、それが国センであるのか、国民生活局であるのかというのは、私たちにとっては、どちらでもいいと言ったら変な言い方ですが、どちらかがやっていただければありがたいわけです。いろいろな方面の方々の意見も聞きながら、その辺をどういうふうに考えるかなど意見交換をさせていただきたいと考えています。

○齋藤（憲）委員 齋藤です。こういう話をすると、大体組織が絡んでくると屋上屋を架したりするような議論が最初は出るのですね。そのあたり真のねらいが何であるかということ踏まえてコンセンサスをつくっていければよろしいかと思います。それから、消費者の自立というか、このレベルアップ、これをいかに促していくかというような視点も必要なのではないかと考えております。

○沢田委員 先ほど佐野委員がおっしゃったことに賛成です。この場で言うのは若干憚れますけれども、本当に抜本的に消費者行政を見直すのであれば、国民生活審議会のミッションの中では難しい話かもしれません。本来は内閣府さんが、ほかの省庁が持っている消費者保護の法執行権限ですとか、規制権限をどれだけ集約することができるかというところにかかっているのではないかと思います。それとは別に国民生活センターさんの在り方というのは、それはそれで検討できるかもしれませんが、本来はそういうことではなくて、消費者庁に向けて動かれるのであれば、皆さんの意向がそこにあるのであれば、もっと根源的なことを考えなければいけないのではないかと思います。それは繰り返しますが、この審議会のミッションを超えているような気がします。10年、20年後のことを考えるのであればそうあるべきだと思いますし、韓国の例もまさにそういった省庁再編的なモデルとして考えることができるのではないかと思います。

以上です。

○水巻委員 権限の強化というのは非常に大切だと思うんですが、それ以上に人材をどういうふうを集めるかというのは難しいと思うんですね。ここに20年、30年後のことを考えてみますと、教育の課程からそういう消費者を担う人たちを輩出させていかなければならないと思っています。そういうふうと考えてみますと、これは1つの私案なんですけれど、また官僚の皆さん方驚くかもわかりませんが、例えばそういう新しい組織

のトップは消費者団体の専門家を据えてみるとか、そういうふうにして何か世の中が大きく変わるんだろうというイメージを出していかないと、なかなかこれは変わらないものです。そういう意味で、そういうことも含めて議論していただければと思っております。

○蔵本委員 安全・安心という意味では国民生活センターが中核的な立場になるというのは非常に賛成です。その中で商品テストというのも重要な位置付けになると思います。今持っておられる器材ですべてのものに対応できるかどうかというのをよく見直しをすることが必要だと思うし、また、足りない部分では、例えばナイトの設備をお借りするとか、連携をするとか、そういったことも踏まえて商品テストもぜひ継続をして、そして拡大をするということも含めて検討していただきたいと思います。

以上です。

○吉岡委員 まだ時間があるのであれば触れておきたいのですが、例の整理合理化計画で、今のお話ですと、24日に方針を出すというお話です。前回も私ちょっと触れさせてもらったのですが、国センにほかの省庁の独法を統合するというような話が出ているようでして、もし、12月24日のときにそういうような統合策みたいのが出てこられると、これはかなり今の話と逆行する話になってしまうのではないかと。逆に言えば、そういうほかの省庁と統合されるような国センであれば、私たちはそんな国セン要らないということになっていくのではないかと思うんですね。

そういう意味で、12月24日の整理合理化計画というのは、どこでどういう議論されているのか、私よくわかりませんが、消費者が望んでいる国センなり、将来の中心となる在り方という理論と逆行することになるのだということをごく刺してもらうような発言をどこかでしておいていただかないと、24日に突然統合策なんていうのが出てくると、きょうのような議論が台なしになってしまうような気がするのです、その辺も念のために、時間もあることなのでちょっと発言させていただければと思います。

○西国民生活局長 今の話に関しますけれども、実はこの総理の指示は行革事務局にも伝わっておりまして、24日出る整理合理化計画案については、基本的に国民生活審議会での議論を待つということと、この整理合理化計画案につきましては、これからの国民生活審議会での御議論の妨げになるものではないということと一致しております。

○松本部長 行革事務局から出されている3つの独法の統合案というのは、製品安全、食品安全という部分において共通の機能があるのではないかとこのところから出ている案で、それはそれなりの一定の意味があると思うんですが、他方、今の御議論の中で出ていたような公正取引委員会と国民生活センターをひっつけるという韓国型の案、これは今度は取引における消費者被害の防止とかという点からいくと、非常に一貫性のある案だということになります。

それからもう一つ、御議論に出ていたような消費生活相談員の養成だとか、あるいは消費者向けの啓発だとかというのは安全プロパーでもなければ、取引プロパーでもないもう一つ、別の機能だということになりますから、国民生活センターが従来から行ってきた幾

つかの機能を全体としてそのまま一体化した形で今後とも充実・強化していくという方向でいくのか、それとも機能を分化して、しかしほかのところと統合するという形でよりそれぞれ進化させるという選択肢でいくのかという非常に大きな分かれ道があるかという印象を私自身は持っております。

それでは、本格的な議論は1月以降にお願いするといたしまして、本日は簡単な意見交換にとどめたいと思います。

次に議題2でございますが、生活安心プロジェクトにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○原嶋消費者企画課長 それではお手元の資料2-1及び2-2をご覧くださいと思います。「生活安心プロジェクト」につきましては、大きく2つに分かれてございまして、1つは、来年3月をめどに国民生活審議会総合企画部会を中心に行政の在り方の総点検について取りまとめていただくということでございますが、もう一つのものとしましては、緊急に講ずる具体的な施策について年内に取りまとめるということもその中に含まれてございます。

昨日12月17日でございますが、年内に取りまとめる緊急な具体的な施策につきまして、昨日生活安心プロジェクトに関する関係閣僚会合におきまして了承いただきましたので、その辺につきまして若干御報告させていただきたいと思っております。

資料2-1が閣僚会合で了解させていただいた本体でございます。消費者や生活者の視点に立った行政へ、発想を大きく転換するという観点で、国民の声を反映させて取りまとめをさせていただいたということが書いてございます。

細かい内容につきましては、資料2-2のほうをご覧くださいと思います。資料2-2は簡単にわかりやすく取りまとめたものでございます。

1枚めくっていただきまして5つの分野でございますが、これは「食べる」、「働く」、「作る」、「守る」、「暮らす」ということで、これは生活安心プロジェクトではこういう5つの分野について検討するということになってございますので、その分野に従ってまとめたものでございます。それぞれの分野につきまして10前後の施策が入ってございまして、全体で61の施策ということになってございます。当初、各省庁から300近い施策の登録が内閣府のほうにあったわけですが、岸田大臣のお考え等もございまして、緊急に講ずる具体的な施策に絞って精査して施策を打ち出すというご命令がございまして、61の施策に絞ってまとめさせていただいたものでございます。

「食べる」でございますと、食品表示の適正化の問題、安全性の確保の問題、企業活動の適正化の問題等の施策が含まれてございます。

「働く」につきましては、安心・納得して働ける環境づくり、仕事と生活の調和、就職する希望を持つ全ての人の支援という観点からの施策をまとめてございます。

「作る」につきましては、製品・施設の安全性の問題、子供等に配慮した商品・施設づくり、住宅の長寿命化の問題、オンブズマン制度の創設等を中心にまとめてございます。

「守る」につきましては、悪徳商法の根絶に向け取組、国民生活センターの整備・充実、医療事故死の原因究明体制の整備、インターネット上の違法・有害情報対策の強化、社会的責任（CSR）の問題等についてまとめてございます。

「暮らす」につきましては、地域コミュニティの問題、安心して暮らせる生活空間づくり、生活の足の維持・確保、地域医療の確保・救急医療の充実等についてまとめているところでございます。

1枚めくっていただきまして、4つのプランでございしますが、5つの分野というものでございしますが、その中ではいろいろ連携姿勢をとるもので実際どういう効果があるのかというものをもう少しわかりやすく示す必要があるのではないかとということもございまして、先ほど言いました61個のプランを連携させることでどういう効果があるのかということをもとめたものがプラン1からプラン4までのものでございます。

プラン1は「食品表示不安解消作戦」ということで、食品の不正表示に対して連携して施策をまとめたものでございます。

プラン2は「悪徳商法の撃退包囲網」として、悪徳商法の根絶に向けた取組ということでいろんな施策をまとめたものでございます。

プラン3は「タテ割りに埋もれる事故撲滅作戦」ということで、行政の省庁の縦割りの行政の中で、落ちてしまうといたしますか、どこにも拾ってもらえないような案件とか出てきてしまうのをどうやって防ぐかというようなものでございます。

プラン4は「子ども若者すくすくナビ」ということでございまして、乳幼児から高校・大学生に至るまで、どういう形で行政として対応できるかというようなことをまとめたものでございます。

もう一枚めくっていただきまして、「4つの国民運動の展開」ということでございしますが、これは今回12月17日に施策が取りまとまったわけでございますが、今後総点検、先ほど申しました来年春に向けての総点検の作業もございしますので、それにつきましては、社会全体に生活安全プロジェクトの気運を高めるために幅広い主体の参加の下で一種国民運動というか、いろんな行事を行っていかうというものでございます。

1つは「食の安全・安心に関する対話」ということでシンポジウム等の開催でございます。

もう一つは「子供の施設の安全全国一斉総点検」ということで一斉総点検を呼びかけるというものでございます。

もう一つは「交通事故死ゼロを目指す日」を設けまして、交通安全に関する意識を高めるということでございます。

もう一つは「青少年を有害情報環境から守るための国民運動」ということで、啓発資料の配布ですとか、インターネットの安全安心の利用のための講座の実施などを想定しているところでございます。

今後の推進方策といたしましては、今回のこの施策、17日に取りまとめられたものにつ

きまして、20年度予算編成ですとか、次期通常国会法案提出などについて、内閣府のほうで一応フォローアップといいますか、実際にちゃんと実施されているのかどうか、進捗状況を点検していきたいというふうに考えているところでございます。

また、それと併せて、来年春に先ほど申しました行政の在り方の総点検の国民生活審議会のほうに御検討をお願いしておりますが、そちらのほうの取りまとめを目指していくということにしているところでございます。

簡単ですが、御説明は以上にさせていただきたいと思います。

○松本部長 それでは、ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたらどうぞお出しください。

○品川委員 年明けの通常国会に向けて緊急に講ずる措置ということでもありますので、そういうこととして理解いたしますが、例えば4つのプランといううちの食品表示の不安解消ということで、JAS法に基づく表示、チェックについて新たに点検体制を強化するというお話をされておりますけれども、表示の問題について言うと、JAS法の表示のチェックというのがあり、担当者がいる。それと全く別に食品衛生法に基づくチェック基準があり、それに基づく監視員がまた別にいると。それぞれがばらばらの基準で仕事をしているという現状があるわけですね。

そういう意味では表示の問題について一元的に基準も整理し、監視体制も合理的にチェック体制をしいていくということが必要だと思っている事項でありまして、その意味では当面の緊急措置で体制をとることだけでなしに、省庁横断的にどう強化するかということについては、その後の3月までにプランをまとめるといういわば中期的なプランの中で、これで済ませるのではなくて、継続的にお願いしたいと思います。その他の悪徳商法対応というような点も当然3つの法律改正というようなことであるわけですが、それだけではなくて、これについても行政横断的に体制強化といったことが必要な面もいろいろあると思っていますので、ぜひ緊急措置で終わらせるのではなくて、次の中期的なプランというところまで継続して進めていただきたいと思います。

○吉岡委員 これも感想ですが、4つのプランは非常に斬新で結構だろうと思うのですが、その次の4つの国民運動というところを見てみると、何か目新しさが無いなという、それは交通事故ゼロを目指すのは結構なことであることなだけで、何でここで交通事故が出てくるのかなというようなこととか、青少年を有害情報から守るというのも、これは従前からある話でして、むしろこの4つのプランのほうがおっ、やる気があるなと、おもしろそうだなという気持ちになるのではないかという印象を持ちました。

○神田委員 緊急に講ずるべきというほうですけれども、それぞれに表現されておりますが、例えば食べるところで言いますと、こういった挙げられている中身については、これまでもこういうことをやっていくということで計画が立てられているものですよ。そこで緊急にというのは、ここに括弧にありますように、例えば19年度中にとか、20年度中にとかが緊急にという意味なのではないでしょうか。これをやることについては既に計画の

中にあるものが挙げられていると思うんですね。ですから、その緊急にという意味をもう少し知りたいと思います。

もう一つ、来年の春に総点検を行うと。総点検をした結果、出てきた課題というものについては、その後、きちんと実現する方向で検討するというふうに思っていてよろしいということですよ。

○原嶋消費者企画課長 先ほど緊急にという点の意味についてのお問い合わせですが、確かに従前は例えば新聞報道等で、こういうのは内部で検討しているというようなことはなされていたかと思いますが、具体的にいつまでにこういうのを実際に行うということを政府として意思決定をしたという点について、緊急に講ずると決めたということになるのではないかと思います。

また、一方で、全く新たに監視体制の一層の強化のための関係機関の情報共有ですとか、そういうものは今回の対策の中で新たに設置を決めたというものも含まれていますので、そういう意味で従前から検討していたというのは事実かと思いますが、それを実際行うということ、具体的にどこが行うかを決めたということで意味があるのではないかと考えてございます。

○神田委員 例えば食器等の鉛の溶出量なんていうのがここに入っているのですが、これはかなりこういった話が出る前に緊急にやらなければいけないというような話が出ていたので、こういった項目を挙げるのはそもそも緊急にやらなければならないことをわかっていたものが入ってきているというのは、これはこれで緊急に別にやって、ほかのものもやっぱり入れるべきだといった感じを持ったものですから申し上げました。

○松本部会長 ほかに御意見ございませんか。私のほうから1点なのですが、4つのプランのプラン2の「悪徳商法の撃退包囲網」というところの中の右下に、国民生活センター法を改正してADRの仕組みの整備という位置付けがされていまして、先ほど議論しておりました国民生活センターの紛争解決機能というのが、悪徳商法撃退のためのものであるというのが、もしそうであれば、事業者名の公表なんていうのはもっとビシビシと、制裁的にやるという議論の流れが行くと思うので、ちょっとここの整理は、こういう面も一面はあるでしょうけど、国民生活センターのADR機能というのはこれを主としたものだという位置付けであれば、先ほどの議論を変えなくてはならないような気がしてくるのですが、その辺、事務局としてはどういうふうに整理されているのでしょうか。

○原嶋消費者企画課長 このプランにつきましては、必ずしもこれで全体という、ここに挙げられた項目が、例えば悪徳商法に限っているというものではございませんで、悪徳商法を撃退するために総動員するという意味で、それに役立つ施策は全部列挙としたということでございますので、国民生活センター法の改正にはこの悪徳商法の撃退のみを目的にしている、あるいはそれを主としたというようなイメージはないということかと思います。

○松本部会長 わかりました。

○齋藤（憲）委員 こういう内容について整理して取り組んでいくというのは大いに結構

だと思っています。活動するときに、一番最後のページですけど、国民運動の展開というのがあります。よく企業などでは、「〇〇の日」とか「〇〇月間」ということで活動を盛り上げたりするし、中国でも3月15日ですか、「消費者デー」を設けて、来年はこうやるのだという計画を練って実施していくわけで、例えば模倣品を追放するのだとかやっています。そういう議論はこの過程であったのでしょうか。我が国においても、何かそういうことをやっというかとということですね。

○原嶋消費者企画課長　そういうことも、生活安心のために必要ではないかという議論も一部ございまして、そういうのは結果として国民運動という位置付けになっていったということかと思えますけれども。

○齋藤（憲）委員　今のところ出ているのはこれだけで、具体的になっていけば、個々の活動において、またそういうアクション計画ができていくということですか。

○原嶋消費者企画課長　そうなるかと思えます。

○松本部会長　ほかに御意見、御質問等ございませぬようでしたら、次の議題3のその他に移らせていただきたいと思います。消費者政策部会の今後の議論の予定につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○原嶋消費者企画課長　お手元の資料3、1枚紙でございますが「国民生活審議会消費者政策部会 今後の議論の予定（案）」でございますが、先ほど御案内ありましたように、国民生活センターの在り方に関する検討を来年3月までにお願ひしたいと考えておまして、資料3に載っていますように、1月にヒアリングを2回ほど、2月に論点整理と検討を2回ほど、3月に報告書取りまとめという形で、1月から3月にかけて5回ほど消費者政策部会を開かせていただければと考えてございます。

また、同時に括弧の中に書いてございますが、消費者契約に関する検討委員会の審議を開始させていただきたいと思っております、その中で必要に応じて景品表示法、特定商品取引法への消費者団体訴訟制度の導入にあたっての消費者契約法上の論点に関する議論もお願ひさせていただきたいと考えてございます。

また、一番最後（注）でございますが、1月～3月のいずれかの回において、先ほど申し上げました総点検でございますが、総合企画部会を中心に行われている総点検につきましての検討条項を踏まえ、消費者基本計画の検証・評価・監視の在り方についての検討も行わせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上でございます。

○松本部会長　ありがとうございました。ただいま御説明がありましたように、例年になく頻度の多い部会になりそうでございますし、さらに一部の委員の皆様には総合企画部会のほうのワーキンググループのメンバーにも入っていただいておりますということで大変過重な負担をおかけすることになると思っておりますが、消費者行政に向けて風が吹いている時期でございますので、これに乗ってぜひ立派な内容の報告書をまとめていただきたいと思います。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○原嶋消費者企画課長 次回の消費者政策部会につきましては、日程を今調整させていただいておりますので、日程等決まり次第追って事務局より御連絡させていただきたいと思っております。

○松本部会長 ありがとうございます。それでは、本日の消費者政策部会はこれにて閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。